

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 志免町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.8%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	107.7%
全職員	71.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	-
本庁課長相当職	98.6%
本庁課長補佐相当職	99.2%
本庁係長相当職	96.7%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	96.3%
31～35年	93.6%
26～30年	89.4%
21～25年	94.8%
16～20年	84.2%
11～15年	95.9%
6～10年	93.2%
1～5年	102.7%

【説明欄】

・「1. 全職員に係る情報」における全職員の男女の給与の差異が7割弱である理由

任期の定めのない常勤職員と比較し、給与額の低い任期の定めのない常勤職員以外の職員の性別人数比に開きがあり（女性が男性の約5.2倍）、全職員の給与の差異を算出するのに必要な一人当たりの女性の給与額が相対的に下がるため。

・「2(2)勤続年数別」における、「26年～30年」の男女の給与の差異が他の勤続年数と比較し低い理由

当該勤続年数区分に、適用給料表の異なる労務職職員が集中しているため。

・「2(2)勤続年数別」における、「16年～20年」の男女の給与の差異が他の勤続年数と比較し低い理由

当該勤続年数区分に、育児部分休業職員、育児短時間勤務職員が集中しているため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。